

外国株券等保管振替決済制度改正要綱

1. 趣旨

株券等の電子化に対応するため、機構では、内国株式等について2009年1月より、株式等振替システム（以下「新振替システム」という。）を利用した新たな振替制度（以下「内国株式等振替制度」という。）を開始する予定である。一方、外国株券等については、現行、外国株券等保管振替決済システム（以下「外国株式等システム」という。）を利用している外国株券等に関する保管及び振替に関する業務について、新振替システム稼働時から、主として同システムを利用していく予定である。

これに伴い、区分口座の設定など、新振替システムの利用により新たに可能となる制度の追加及び内国株式等振替制度の開始に伴う所要の整備を以下のとおり行うこととする。

2. 制度改正内容

項 目	内 容	備 考
<p>・外国株券等振替口座簿の設置及び口座開設</p> <p>1. 外国株券等振替口座簿の設置</p> <p>2. 外国株券等機構加入者及び外国株券等口座管理機関</p> <p>3. 口座の開設</p> <p>4. 開設する口座</p>	<p>○ 内国株式等振替制度において振替口座簿が設けられることに伴い、機構は、現行の外国株券等参加者口座簿に代え、外国株券等振替口座簿を備えるものとする。</p> <p>○ 内国株式等振替制度において機構加入者及び口座管理機関制度が導入されることに伴い、現行の外国株券等参加者に代え、外国株券等機構加入者（内国株式等振替制度における機構加入者のうち、機構から、機構取扱対象外国株券等について振替を行うための口座の開設を受けた者のことをいう。）及び外国株券等口座管理機関（外国株券等機構加入者のうち、他の者のために口座を開設するものをいう。）を設けるものとする。</p> <p>○ 内国株式等振替制度における機構加入者は、機構に対して外国株券等に係る口座開設の申請をすることにより、外国株券等機構加入者として、外国株券等の口座を開設することができるものとする。</p> <p>○ 機構は外国株券等機構加入者になる者のために、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める外国株券等の口座を開設するものとする。 （1）当該外国株券等機構加入者が外国株券等口座管理機関である場合</p>	<p>○ 内国株式等振替制度における間接口座管理機関に相当するものは設けないこととする。</p> <p>○ 口座開設日の通知、口座廃止の取り扱い等は現行制度に準じるものとする。</p> <p>○ 自己口及び顧客口の設定に伴い、現行のアップロードによ</p>

項 目	内 容	備 考
<p>5 . 外国株券等区分 口座 a . 開設申請</p> <p>b . 開設日等の通知</p> <p>. 外国株券等に係る 事務処理システム 1 . 利用システム</p>	<p>当該外国株券等口座管理機関が外国株券等についての権利を有するものを記録する口座 当該外国株券等口座管理機関から外国株券等の口座開設を受けた者が外国株券等についての権利を有するものを記録する口座（以下「顧客口」という。） （2） 当該外国株券等機構加入者が外国株券等口座管理機関でない場合 当該外国株券等機構加入者が外国株券等についての権利を有するものを記録する口座 （以下（1） の口座及びこの（2）を記録する口座を総称して「自己口」という。）</p> <p>○ 外国株券等機構加入者（外国株券等機構加入者になるための口座開設の申請をしている者を含む。以下この5 . について同じ。）は、自己口、顧客口について、機構に対し、所定の「外国株券等区分口座開設申請書」を提出して、使用目的に応じた内訳区分の口座（以下「外国株券等区分口座」という。）の開設を申請することができることとする。</p> <p>○ この場合、申請可能な区分口座番号と利用目的は原則として以下のものとする。 00～49 自己口 （00：保有口又は決済口、01～19：保有口、20～39：信託口、40～49：担保又は信託口） 50～59 予備 60～89 顧客口 90～99 自己口又は顧客口</p> <p>○ 機構は、新たに外国株券等区分口座を開設することとしたときは、当該外国株券等区分口座の開設を受ける外国株券等機構加入者に対し、その外国株券等区分口座及び外国株券等区分口座開設の日を通知するとともに、他の外国株券等機構加入者に対し、当該外国株券等区分口座の開設を受ける外国株券等機構加入者の名称、その外国株券等区分口座及び外国株券等区分口座開設の日を通知するものとする。</p> <p>○ 機構における外国株券等に係る各種事務処理は、新振替システム及び決済照合システムを利用するほか、外国株券等特有の事務処理については、外国株券等システム、スイフトネットワークその他のシステムを利用して行うものとする。</p>	<p>る自己分通知は廃止。</p> <p>○ 質権口について外国株券等では対応しない。</p> <p>○ 機構の決済照合システムの利用者については、内国株式等振替制度と同様に、</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2．振替システムにおける外国株券等口座管理機関コード</p> <p>．外国株券等振替口座簿とその記録事項</p> <p>1．外国株券等機構加入者の口座</p> <p>2．外国株券等口座管理機関の口座</p> <p>3．外国株券等振替口座簿の記録事項</p> <p>4．信託財産である</p>	<p>○ 振替システムにおける外国株券等機構加入者に関する事務についての処理は、機構が外国株券等機構加入者ごとに定める外国株券等口座管理機関コードを利用するものとする。</p> <p>○ 機構が作成する外国株券等振替口座簿は、各外国株券等機構加入者の口座ごとに区分することとする。</p> <p>○ 機構が作成する外国株券等振替口座簿中の外国株券等口座管理機関の口座は、自己口と顧客口に区分することとする。</p> <p>○ 機構が作成する外国株券等振替口座簿には、次に掲げる事項を記録することとする。 外国株券等機構加入者の名称及び住所 銘柄 銘柄ごとの株式数の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記録がされた日 その他の事項</p> <p>○ 機構は、外国株券等機構加入者の外国株券等の口座に記録された外国株券等につき、信託の受</p>	<p>決済照合システムから連動する振替請求を可能とする。</p> <p>○ 外国株券等口座管理機関コードは内国株式等振替制度の口座管理機関コードと同一のコードを用いる。</p> <p>○ その他の事項としては、外国株券等機構加入者の自己口に記録された外国株券等の処分の制限に関する事項等がある。</p> <p>○ 外国株券等振替口</p>

項 目	内 容	備 考
<p>旨の記録</p> <p>．区分口座の導入に伴う外国株券等の振替手続</p> <p>1．振替請求</p> <p>2．振替の実行</p> <p>．機構の照合情報の提供</p>	<p>託者である外国株式等機構加入者から信託財産である旨の記録の申請を受けたときは、当該外国株券等について信託財産である旨の記録をするものとする。</p> <p>○ 外国株券等機構加入者は、機構に対して、振替請求を行う際には、振替元となる外国株券等区分口座及び振替先となる外国株券等区分口座を示した上で請求を行うものとする。</p> <p>○ 機構は、外国株券等機構加入者から振替請求を受けたときは、次に掲げる振替請求の区別に従い、それぞれに定める時に、減少すべき口座において減少の記録を行うとともに、増加すべき口座において増加の記録を行うものとする。</p> <p>前日振替請求 請求日の翌営業日の業務開始時（9：00） 当日振替請求 振替請求受付後直ちに 先日付振替請求 指定された振替日の業務開始時（9：00）</p> <p>○ 振替システムの利用に伴い、機構は、各外国株式等機構加入者に対し、毎営業日の振替処理終了時（15：30 予定）以降に、当該外国株券等機構加入者の各口座に記録された全ての外国株券等</p>	<p>座簿に信託財産である旨の表示がある場合においても、そのことのみをもって第三者への対抗要件が備わっているわけではないことに注意が必要。</p> <p>○ 減少すべき口座に振替可能な数の記録がないときの取扱いは、内国株式における振替未了の取扱いと同様とする。</p> <p>○ 振替システムの利用に伴い、取引所取引の決済に係る口座振替及び一般振替DVP制度を利用した口座振替については、内国株式の取扱いと同様となる予定。</p> <p>○ 外国株券等のみを区分した通知は行わ</p>

項 目	内 容	備 考
<p>・ 区分口座の導入に伴う外国株券等の預託の取扱い</p>	<p>の銘柄ごとの数を通知するものとする。</p> <p>○ 機構は、外国株券等機構加入者からの外国株券等の預託指図に基づく預託完了の通知を現地保管機関から受けたときは、原則として当該預託指図時に指定のあった口座に当該預託完了に係る預託数量の増加の記録を行うものとする。</p>	<p>れない。</p> <p>○ 預託完了に伴う外国株券等振替口座簿への増加記録は、口座振替システム上、「新規記録」として表示されることとなる。</p>
<p>・ 区分口座の導入に伴う外国株券等の交付請求の取扱い</p>	<p>○ 機構は、外国株券等機構加入者から外国株券等の交付請求を受けたときは、当該交付請求に係る数量が記録されている口座から当該交付請求数量に相当する数量を交付請求口座に振り替えるものとし、その後、現地保管機関から当該交付請求完了の通知を受けたときは、交付請求口座に振り替えた数量を減少するものとする。</p>	<p>○ 交付完了に伴う外国株券等振替口座簿への減額記録は、口座振替システム上、「抹消」として表示されることとなる。</p>
<p>・ 外国株券等実質株主情報の報告時における担保設定に係る取扱い</p>	<p>○ 外国株券等実質株主（外国株券等保管振替決済制度の下において外国株券等を実質的に保有する者をいう。以下同じ。）の保有する外国株券等について担保差入れのために担保権者の口座への振替が行われている場合には、原則として、担保権者の口座を開設する外国株券等機加入者（外国株券等機構加入者が担保権者である場合には当該外国株券等機構加入者）は、外国株券等実質株主情報の報告を、当該振替に係る振替請求を行った外国株券等機構加入者に委任することとする。</p>	<p>○ 事務手続きについては現行の内国株式に係る取扱い（担保権者である外国株券等口座管理機関と担保設定者である外国株券等口座管理機関との間の「担保受・差入データ」のファイル伝送）に準じる。</p>
<p>・ その他 1．国内の連絡先住所等の指定</p>	<p>○ 外国株券等実質株主が非居住者である場合において、常任代理人が選任されない場合に、国内の連絡先住所等の指定を行う制度を新設することとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
2. 手数料について	○ 手数料については、振替については内国株式と同様とし、保管・交付・預託については現地保管機関への支払手数料を勘案したものとする。	
3. 外国株券等の業務の取扱態様	○ 当機構は、主務大臣に対して兼業として外国株券等保管振替決済業務を行なうため、主務省令で定めるところにより承認申請を行うものとする。	

3. 移行

項 目	内 容	備 考
. 移行に係る参加者の一斉移行手続	○ 施行日において外国株券等機構加入者となる外国株券等参加者は、施行日の一定程度前までに口座開設手続等を機構に対して行うこととする。	
. 外国株券等振替口座簿への転記手続	○ 機構は、施行日において、参加者のために開設した外国株券等振替口座簿に、外国株券等参加者口座簿に記載されていた事項を記録する。	